厚生労働科学研究費補助金(障害者対策総合研究事業) 分 担 研 究 報 告 書

「支援機器の効果的活用や支援方法等に関する情報基盤整備に関する研究」に係る 「補装具費支給制度における借受け方式導入に向けた調査」

研究分担者 山田英樹 国立障害者リハビリテーションセンター研究所 研究所障害福祉研究部 部長 研究分担者 筒井澄栄 国立障害者リハビリテーションセンター研究所 研究所障害福祉研究部 心理実験研究室室長

研究要旨

本研究では、現行制度を踏まえて、借受け制度導入の目的及びその対象者を明確化するとともに、貸与可能な種目及び価格、実施方法等のあり方などについて調査し、当センターで開発した補装具費支給情報システムプロトタイプ(以下、システムプロトタイプ)での対応方法等検討することを目的としている。

補装具費支給制度における借受け方式導入について、借受けの基本的な考え方、法制度、関係機関の役割、補装具費の支給範囲、支給事務の内容等について、WEB 及び文献等の公開情報を対象として調査を実施し、整理した。

補装具費支給制度における借受け方式導入する場合のシステムプロトタイプ上における対応 方法等について、システム化要件、機能設計、論理データベース設計、画面・帳票設計、物理 データベース設計の変更点等の影響内容について検討・整理した。

A. 研究目的

補装具は、障害者(「障害児」を含む。)の身体機能の一部を補完し、自立や社会参加を支える極めて重要な役割を果たすものであり、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」においては、補装具製作に係る費用を支給することにより、個々の障害に応じた補装具が給付される仕組みとなっている。一方、補装具費支給制度のあり方については、かねてより補装具の適切かつ効率的な利用と限りある財源を有効に活用する観点から、一部の種目について、借受け方式を導入すべきとする意見が多くの関係者から寄せられている。

本研究では、現行制度を踏まえて、貸与の目的及びその対象者を明確化するとともに、貸与可能な種目及び価格、実施方法等のあり方などについて調査し、当センターで開発した補装具費支給情報システムプロトタイプ(以下、システムプロトタイプ)での対応方法等検討することを目的としている。

B. 研究方法

補装具費支給制度における借受け方式導入について、貸与の目的及びその対象者を明確化するとともに、貸与可能な種目及び価格、実施方法等のあり方などについて、WEB及び文献等の公開情報を対象として調査を実施した。

補装具費支給制度における借受け方式導入について、システムプロトタイプ上での対応方法等について検討した。

C. 研究結果

1. 借受けの基本的な考え方

借受けの基本的な考え方について、障害保健福祉 部企画課からの事務連絡「補装具費支給制度におけ る借受けの導入に係る留意事項について」の資料を 基に整理した。

1) 概要

補装具は、身体障害者の身体状況に応じて個別に 身体への適合を図るよう製作されたものを基本とし ていることから、購入を原則としているところである。今後もこの考え方は維持していくこととしており、改正障害者総合支援法においては、借受けについて、「借受けによることが適当である場合に限る」と規定している。

具体的には、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則 (平成 18 年厚生労働省令第 19 号) (以下「障害者総合支援法施行規則」という。)で定めることとしており、①身体の成長に伴い、補装具の短期間での交換が必要であると認められる場合、②障害の進行により、補装具の短期間の利用が想定される場合、③補装具の購入に先立ち、比較検討が必要であると認められる場合、と規定する予定である。

借受けによる補装具費の支給にあたっては、支給 決定プロセスを大きく変えるものではなく、身体障 害者福祉法第9条第7項に定める身体障害者更生相 談所(以下「更生相談所」という。)等による専門 的な判断により、必要性が認められた場合に限られ るものである。

2. 法制度について

補装具費支給制度における借受けの導入に関わる 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援す るための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」 について、「社会保障審議会障害者部会(第86回)」 の資料を基に整理した。

1) 趣旨

障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行う。

2) 概要

- (1) 障害者の望む地域生活の支援について
- ① 施設入所支援や共同生活援助を利用していた者 等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応に より、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行う サービスを新設する(自立生活援助)

- ② 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスを新設する(就労定着支援)
- ③ 重度訪問介護について、医療機関への入院時も 一定の支援を可能とする
- ④ 65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉 サービスを利用してきた低所得の高齢障害者が引き 続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービス を利用する場合に、障害者の所得の状況や障害の程 度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用 者負担を障害福祉制度により軽減(償還)できる仕 組みを設ける
- (2)障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応について
- ①重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを新設する
- ②保育所等の障害児に発達支援を提供する保育所等 訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障害児 に対象を拡大する
- ③医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする
- ④ 障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画 を策定するものとする
- (3)サービスの質の確保・向上に向けた環境整備について
- ①補装具費について、成長に伴い短期間で取り替える必要のある障害児の場合等に貸与の活用も可能と する
- ②都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を 公表する制度を設けるとともに、自治体の事務の効 率化を図るため、所要の規定を整備する

3) 施行期日

平成30年4月1日 ((2)の③については公布の日 (平成28年6月3日)) である。

3. 都道府県、更生相談所、市町村の役割

都道府県、更生相談所、市町村の役割について、 障害保健福祉部企画課からの事務連絡「補装具費支 給制度における借受けの導入に係る留意事項について」の資料を基に整理した。

1) 都道府県の役割

都道府県にはこれまでも、市町村間の連絡調整、 市町村に対する情報提供その他の必要な援助を行う とともに、各市町村の区域を越えた広域的な見地か ら実情を把握するよう、また、更生相談所が技術的 中枢機関としての業務が遂行できるような体制整備 に努めるよう、平成18年9月29日障発第0929006 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知 「補装具費支給事務取扱指針について」(以下「指 針」という。)において規定しているところである。

借受けについては、更生相談所等による専門的な 判断が欠かせないことから、より一層市町村と都道 府県の連携強化に努める。

2) 身体障害者更生相談所の役割

更生相談所にはこれまでも、補装具費支給制度における技術的中枢機関及び市町村等の相談機関として、補装具の専門的な直接判定、市町村への技術的支援、補装具費支給意見書を作成する医師に対する指導、補装具の販売又は修理を行う業者(以下「補装具業者」という。)に対する指導及び指定自立支援医療機関、児童福祉法第19条の規定に基づく療育の指導等を実施する保健所(以下「保健所」という。)、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第5条第1項に規定する指定医療機関(病院又は診療所に限る。)に対する技術的助言等を行うよう、指針において規定しているころである。

借受けは更生相談所等による専門的な判断により 必要性が認められる場合に限られるものであり、「1 借受けの基本的な考え方」で示したとおり障害者総 合支援法施行規則に規定する予定の「借受けによる ことが適当である場合」に照らして、必要性を適切 に判断する。

また、借受けは新たな対応であり、参考となる対応事例が少ない状況にあることから、今後制度を円滑に運用するためにも、厚生労働省としても事例を収集し情報提供する必要があると考えているため、各更生相談所間で情報共有を図り、事例を積み重ねる等により協力する。

3) 市町村

市町村にはこれまでも、補装具費支給制度の実施 主体として、補装具費の支給申請に対して適切に対 応できるよう、補装具の種目、名称、型式及び基本 構造等について十分に把握するとともに、申請者が 適切な補装具業者を選択できるような情報提供、更 生相談所及び補装具業者との情報共有等を行うよう、 指針において規定しているところである。

借受けは、購入、修理と同様、市町村が支給決定を行うので、「1 借受けの基本的な考え方」で示したとおり、障害者総合支援法施行規則に規定する予定の「借受けによることが適当である場合」に照らして、適切に支給決定を行うようお願いする。支給決定にあたっては、更生相談所との連携が重要であることから、より一層更生相談所との連携を図る。

4. 補装具費の支給範囲の拡大について

補装具費の支給範囲の拡大について、社会保障審 議会障害者部会 (第86回) の資料を基に整理した。

1) 概要

補装具費については、身体障害者の身体機能を補 完・代替する補装具の「購入」に対して支給されて いるが、成長に伴って短期間での交換が必要となる 障害児など、「購入」より「貸与」の方が利用者の 便宜を図ることが可能な場合がある。

このため、「購入」を基本とする原則は維持した 上で、障害者の利便に照らして「貸与」が適切と考 えられる場合に限り、新たに補装具費の支給の対象 とする。

図表 1 購入・貸与の考え方

2) 貸与が適切と考えられる場合について

下記のような場合が想定されるが、今後、関係者の意見も踏まえて検討の必要がある。

・ 成長に伴って短期間での交換が必要となる障害児

- ・ 障害の進行により短期間の利用が想定されるもの
- ・ 仮合わせ前の試用

3) 貸与の活用があり得る種目の例

貸与の活用があり得る種目の例として、下記の二つが考えられる。

図表 2 貸与の活用があり得る種目の例

種目名	種目説明	種目イメージ
歩行器	歩行機能を補うた め、移動時に体重を 支える器具	
座位保 持椅子	姿勢を保持すること が困難な障害児が日 常生活の中で使用	

5. 補装具費支給制度における借受け導入について の検討事項

補装具費支給制度における借受け導入についての 検討事項について、社会保障審議会障害者部会(第 86回)の資料を基に整理した。

1) 概要

補装具費の支給については、「購入」を基本とする原則は維持した上で、障害者の利便に照らして「借受け」が適切と考えられる場合に限り、新たに補装具費の支給の対象とする。

2) 障害者総合支援法の条文

障害者総合支援法の条文において、「借受け」は 下記のように定義されている。

第七十六条 市町村は、障害者又は障害児の保護者から申請があった場合において、当該申請に係る障害者等の障害の状態からみて、当該障害者等が補装具の購入、借受け又は修理(以下この条文及び次条において「購入等」という。)を必要とする者であると認めるとき(補装具の借受けにあっては、補装具の借受けによることが適当である場合として厚生労働省令で定める場合に限る。)は、当該障害者又は障害児の保護者(以下この条において「補装具費支給対象障害者等」という。)に対し、当該補装具の購入等に要した費用につい

て、補装具費を支給する。ただし、当該申請に係る障害者等又はその属する世帯の他の世帯員のうち政令で定める者の所得が政令で定める基準以上であるときは、この限りでない。

2 補装具費の額は、一月につき、同一の月に購入等をした補装具について、補装具の購入等に通常要する費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該補装具の購入等に要した費用の額。以下この項において「基準額」という。)を合計した額から、当該補装具費支給対象障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額(当該政令で定める額が基準額を合計した額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該相当する額)を控除して得た額とする。

3 市町村は、補装具費の支給に当たって必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、身体障害者更生相談所その他厚生労働省令で定める機関の意見を聴くことができる。

4 第十九条第二項から第五項までの規定は、補装 具費の支給に係る市町村の認定について準用する。 この場合において、必要な技術的読替えは、政令 で定める。

5 厚生労働大臣は、第二項の規定により厚生労働 大臣の定める基準を適正なものとするため、必要 な調査を行うことができる。

6 前各項に定めるもののほか、補装具費の支給に 関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

3) 補装具の借受けによることが適当である場合について

補装具の借受けによることが適当である場合は、 下記の3ケースである。

- ①身体の成長に伴い、補装具の短期間での交換が必要であると認められる場合
- ②障害の進行により、補装具の短期間の利用が想定 される場合
- ③補装具の購入に先立ち、比較検討が必要であると 認められる場合

4)検討過程について

補装具費支給制度における借受け導入についての検討過程は、下記のようである。

図表 3 借受け導入についての検討過程

平成28年度			平成29年度
障害者 総合支の 一部改 正	補装具費に ついて、「購 入、修理」を 「購入、借受 け又は修理」 に改正	障害を 音支行び では では では では に に に に に に に に に に に に に	補装具費について、 「購入、修理」を「購 入、借受け又は修理」 に改正し、「補装具の 借受けによることが適 当である場合」につい て追加する予定。
借のに調究け入る研	平成28年度 障害者 業に はいず はい が はい ない	補装具評価検討会	【平成29年6月29日】 補装具費支給制度に おける借受けの導入 に係る対象となる種目 等について、議論。 【平成29年8月7日】 借受けの導入に係る 省令改正案(借受対対 象になる種目等について、 前回の議論を踏ま え、議論。 【平成29年8月31日】 借受の導入に係る 令改正案及び対象となる種目等について、 で、該論。 【平成29年8月31日】

※補装具評価検討会は、補装具の種目、名称、型式、額等の検 討を行い、種目の採り入れの円滑化や価格の適正化に資するこ と等を目的として開催しており、障害保健福祉部長が委嘱した学 識経験者等により構成。

5) 補装具評価検討会における主な意見

補装具評価検討会における主な意見は、下記のようである。

申請者が短期間で次々に要求できるという誤解を 生まないようにすべきではないか。借受けの必要性 について身体障害者更生相談所等の専門的な判断に より必要性が認められた場合に限るべき。

借受けを継続する場合は、必要性を再評価する仕 組みが必要ではないか。

適切な補装具を選定し購入するために借受けを活 用するとよいのではないか。

ガイドライン(補装具費支給事務取扱指針等)で、 具体的な支給決定プロセス、想定される借受け期間 等をわかりやすく周知していくのがよい。 借受けの適切な判断を行っていくためにも、身体障害者更生相談所等の判定スキル向上が重要であり、特に児童の場合は指定自立支援医療機関や保健所の意見書により市町村が決定している現状を踏まえ、そういった機関で適切に借受けの判断を行っていくためにも、制度の趣旨を徹底したり、研修を行う必要があるのではないか。

6. 補装具費支給制度における借受けにおいて対象 となる種目について

補装具費支給制度における借受け導入についての 検討事項について、社会保障審議会障害者部会(第 86回)の資料を基に整理した。

借受けは、身体障害者更生相談所、指定自立支援 医療機関等によりその必要性を判定した上で、支給 を決定する。

障害児の申請については、身体障害者更生相談所 の助言を求めることが望ましい。

対象となる種目は補装具告示第1項に規定するい わゆる「特例補装具」を除く。

補装具のうち、申請前の訓練において使用される 種目については、医療保険と補装具費支給制度の関係性について整理が必要であり、継続して検討。

当面は上記の種目を対象とするが、将来的な対象 種目等については引き続き検討。

図表 4 各場面における対象種目等

場面	対象種目等	
成長への対応	 ● 座位保持装置の完成用部品のうち、「構造フレーム」 届位保持装置・・・自力で議位会費を保持できない方等が受定した単位を保持するための用具 	I
	● 歩行器 歩行器・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	77
	● 座位保持椅子 磁位保持椅子・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	門
障害の進行への対応	● 重度障害者用意思伝達装置(本体のみ) 重度障害者用意思磁道装置・・重度の両上下設立び音声・音器機能障害者が意思の伝達 を行うための用具。	
	※運動機能は低下するが言語の獲得によりスキルが向上する場合があることに留意する。	
仮合わせ前の試用	● 義設、装具、座位保持装置の完成用部品 元成用品品・磁磁器表示よび特益保持器を完成させるの10条をが高 級・12根以下的た大型のあるの大型を採用し、以下大力に大型を付するため の用品、電子、電気 にはおり、機能には第一の場合には、の一般を回復させたり低下を同時 したする機能を持続したりできたの用品。	IJ

7. 支給事務

支給事務について、障害保健福祉部企画課からの 事務連絡「補装具費支給制度における借受けの導入 に係る留意事項について」の資料を基に整理した。

1) 申請について

補装具の購入、修理の支給にあたり、市町村は、 身体障害者から補装具費支給申請書(別添様式例第 1号)の提出を受け、調査書(別添様式例第2号)を作成することを、指針において規定しているところである。

借受けについては、「借受けによることが適当である場合に限る」といった法の趣旨を踏まえ、支給決定に至るまでの過程で借受けの必要性を判断することとなるため、市町村は、当該申請において借受けが想定される場合は、申請者の意向をよく聴取した上で、調査書、判定依頼書(指針に規定する別添様式例第3号)に申請者の意向を記入する等により、更生相談所等との連携に努める。

2) 判定について

当該申請について、市町村が借受けの検討が必要と判断した場合は、更生相談所等が必要性を判断することを想定しているところであり、更生相談所等は、購入の場合と同様に医学的判定を行い、「1借受けの基本的な考え方」で示したとおり、障害者総合支援法施行規則に規定する予定の「借受けによることが適当である場合」に該当するかどうかを判断することになる。なお、借受けによることが適当と判断した場合は、判定書(身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第1号)に、想定される借受け期間、使用効果等を記載し、市町村に判定結果を送付することとする。

市町村は、身体障害児・者に関わらず、補装具の 構造、機能等に関することで技術的な助言を必要と する場合に、更生相談所に助言を求めることとして いることに鑑み、借受けの判定にあたっては、更生 相談所の医学的判定を求めることが望ましい。また、 市町村が借受けを想定した判定依頼をしていない場 合においても、更生相談所が判定の過程で借受けに よることが適当と判断できる場合は、借受けの必要 性を判定し、想定される借受け期間、使用効果等を 判定書に記載することにより、市町村に判定内容を 伝達することが望ましい。

3) 支給決定について

義肢、装具、座位保持装置の完成用部品以外の箇所については「購入」として支給決定し、借受けが必要な完成用部品についてのみ、「借受け」として

支給決定する。その他の補装具のうち、借受けの対象となる補装具については、「借受け」として支給決定する。

1つの部品に係る借受けについて、交換までの期間は、最長1年を原則とするが、必要があれば概ね 1年ごとに再度判定を行うことにより、最長3年程度とすることを可能とすることを想定している。

支給決定にあたっては、耐用年数や想定される使 用期間等を踏まえ、借受けの必要性を判断すること が必要である。借受け中の補装具の修理が必要とな った場合は、当該月について修理基準で規定する額 を借受け費として支給決定することを想定している。

また、支給決定にあたっては、①借受け対象の用 具 ②想定される借受け期間 ③想定される借受けの 効果について、申請者に十分説明することが必要で ある。

4) 補装具費の支給について

補装具費の支給は、購入と同様の手順となる。ただし、借受けに係る補装具費は、借受け期間中は毎月支給することになる。初回は従来通り申請、判定、支給決定を行った上で補装具費を支給する。2月目以降は、申請者又は代理受領を行う事業者からの請求をもって、借受けに係る補装具費を支給する。支給決定時に想定した借受け期間が終了した場合は、改めて更生相談所等により必要性を判断することになるため、判定、支給決定を行った上で、補装具費を支給する。

5) 支給決定期間終了後の取扱いについて

支給決定時に想定した期間が終了した場合は、購入が可能か、借受けを継続するかを勘案して、再度 支給決定を行う。その際は、(2)と同様、更生相 談所の医学的判定に基づくことが望ましい。

D. 考察

システムプロトタイプでの対応方法の検討を行った。

1. 対応方針

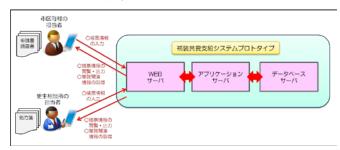
補装具費支給制度における借受け方式導入に伴い、 補装具費支給申請業務の業務フローは下図のように なり、支給申請書等の関係書類上では、これまで購 入、修理で対応していた項目に借受けが追加される が、業務フローは大きく変わらないと想定している。 借受けが項目として追加されることによるシステムプロトタイプ上での対応方法について、次の項目 に沿って検討した。

- ① システム化要件
- ② 機能設計
- ③ 論理データベース設計
- ④ 画面·帳票設計
- ⑤ 物理データベース設計

2. システム化要件

本システムプロトタイプは、補装具費支給業務を 支援するシステムで、下図のようなイメージとなっ ている。補装具費支給制度における借受け方式導入 の場合、借受けは、本システムプロトタイプの既存 機能の修正(申請に関わる帳票に借受け項目を追加 する等)により対応できるので、システムイメージ の変更は必要ないと考えられる。

図表 5 システムイメージ



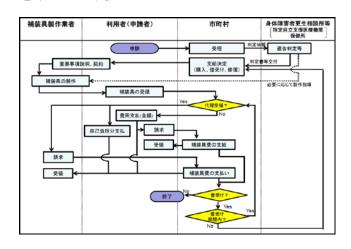
1) システム環境

本システムプロトタイプのサーバハードウェア環境及びサーバソフトウェア環境は、下記のようになっている。補装具費支給制度における借受け方式導入の場合、借受けは、既存機能の処理及びほぼ同じデータサイズで実現可能であるため、システム環境に変更はないと想定している。

2) 全体業務フロー

補装具費支給制度における借受け方式導入を踏ま え、借受けを追加した補装具費支給業務の全体業務 フローは図表5のようになると考えられる。

図表 6 補装具費支給制度における借受け方式導入 を踏まえた業務フロー



3) 対象業務範囲

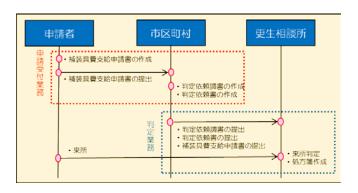
本システムプロトタイプが対象とする業務の範囲 は下記の申請受付業務と判定業務となっており、補 装具費支給制度における借受け方式導入の場合も、 上記業務で扱う帳票の項目に借受けを追加すること で対応できるので、対象業務範囲において変更はな いと考えられる。

図表 7 申請受付業務と判定業務

NO	対象	対象者	業務内容
	業務		
1	申請	市区町村	①申請書の内容に基づき、判定依頼調
	受付	の担当者	書及び判定依頼書を作成する。
	業務		②作成した判定依頼書、判定依頼調書
			及び申請書を更生相談所に送付する。
2	判定	更生相談	判定業務は、下記の手順で業務を遂行
2	判定 業務	更生相談 所の担当	判定業務は、下記の手順で業務を遂行 する。
2	–		
2	–	所の担当	する。
2	–	所の担当	する。 ①市区町村の担当者より判定依頼書、
2	–	所の担当	する。 ①市区町村の担当者より判定依頼書、 判定依頼調書及び申請書を受領する。

また、申請受付業務と判定業務のフローは、下図 のようになっている。

図表 8 申請受付業務と判定業務のフロー



4) 対象業務フロー設計

本システムプロトタイプにおける対象とする実業 務内容は下記のような業務フローとなっており、補 装具費支給制度における借受け方式導入の場合も、 下記業務フローで扱う帳票の項目に借受けを追加す ることで対応できるので、対象業務フロー設計で変 更はないと考えられる。

図表 9 借受け方式導入の場合の申請受付業務と判定業務のフロー

	. > < 1,53 - 0	• • •	
NO	対象	業務内容	システム上における業務フロー
	業務		
1	申請	判定依頼	申請者から、申請書を受付けた後、シ
	受付	調書の作	ステム上で下記の内容を実施する。
	業務	成	①補装具費支給情報管理機能の新
			規作成機能で判定依頼調書を選択す
			る。
			②申請書の内容に基づき、新規作成
			画面に必要な情報を入力し、判定依
			頼調書情報を登録する。
			③必要に応じて、判定依頼調書情報
			の編集、検索、出力を行う。
		判定依頼	申請者から、申請書を受付けた後、シ
		書の作成	ステム上で下記の内容を実施する。
			①補装具費支給情報管理機能の新
			規作成機能で判定依頼書を選択す
			る。
			②申請書の内容に基づき、新規作成
			画面に必要な情報を入力し、判定依
			頼書情報を登録する。
			③必要に応じて、判定依頼調書情報
			の編集、検索、出力を行う。
2	判定	処方箋の	市区町村の担当者から、書類(申請
	業務	作成	書、判定依頼調書、判定依頼書)を受
			付けた後、システム上で下記の内容
			を実施する。
			①補装具費支給情報管理機能の新
			規作成機能で対象の処方箋を選択す
			る。
			②書類の内容に基づき、新規作成画
			面に必要な情報を入力し、処方箋情
			報を登録する。
			③必要に応じて、処方箋情報の編
			集、検索、出力を行う。

3. 機能設計

本システムプロトタイプの機能は、下記3機能を保有 しており、総称して補装具費支給支援機能と呼ぶ。

補装具費支給制度における借受け方式導入の場合、 補装具費支給情報管理機能で扱う帳票に借受けの項 目を追加することにより対応できるので、機能とし ての変更はないと考えられる。

図表 10 システムの 3 機能

		凶衣 10	ンベノムの31成化
NO	要件	機能	説明
1	情報 共有	補装具費 支給管理 機能	〇情報の共有化を目的とし、情報の入力・検索・閲覧・編集・出力・加工する機能とする。 〇本事業では、申請受付業務及び判定業務で生じる帳票(判定依頼調書、判定依頼書、義手処方箋、義足処方箋、車椅子処方箋、電動車椅子処方箋、座位保持装置処方箋の7種類)を対象とし(以降、対象帳票)、入力・検索・閲覧・編集・出力・加工する機能を実装した。
2	資料 提供	補装具費 支給判定 Q&A 提供 機能	〇専門的知識の欠如を補足することを目的とし、補装具費支給に関連する資料を提供する機能とする。 〇本事業では、厚生労働省 HP 及び公益財団法人テクノエイド協会 HP など補装具費支給関連の資料を表示する仕組みのイメージを実装した。
3	研修 実施	E-learning 研修機能	〇専門的知識の強化を目的とし、 E-learningによる補装具費支給事務内容の研修機能とする。 〇本事業では、埼玉県総合リハビリテーションセンターが行っている身体障害者福祉担当新任研修及び職員研修を用いて、E-learningによる研修のイメージを実装した。

4. 論理データベース設計

論理データベース設計は、対象テーブルについて、 データベース論理設計図(ER図)を作成する。補装具 費支給制度における借受け方式導入の場合、下記対 象テーブルの中で No.7~No.13 の帳票における新規・ 再交付に関連する項目に借受けを追加することにより 対応が可能である。

図表 11 対象テーブル一覧

No	エンティティ名	テーブル名
1	ユーザ	user
2	ユーザ区分	user_type
3	登録状態種別	register_status
4	アクセス履歴	access_log
5	アクセス種別	access_type
6	ユーザ履歴	user_log
7	義手処方箋	artificial_arm_prescription
8	義足処方箋	artificial_leg_prescription
9	車椅子処方箋	wheelchair_prescription
10	電動車椅子	electric_wheelchair_prescri
10	処方箋	ption
11	座位保持装置	sitting_holding_device_pres
11	処方箋	cription
12	判定依頼調書	judgement_request_investiga
12	TICKRN間	tion
13	判定依頼書	judgement_request_form

E. 結論

研究に協力いただいている自治体関係者に借受制度に対する準備状況についてヒアリングを行った時点において、借受制度の詳細については何も通達等がなされていない状況であり、対応は行っておらず、新年度が始まってから対応するとのことであった。データベース構築の目的の一つである業務支援(業務量軽減)については、借受制度が動き始めてから、業務フローについて検討することが必要であることが確認された。

基本的には、現行の補装具費支給制度に貸与品目の導入とそれに伴う、貸与期間などの項目の追加が考えられるが、システム上問題ないことが確認された。

G. 研究発表

無

H. 知的財産権の出願・登録状況

無